

石川県農林水産部快適トイレ実施要領

1 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置する工事を本要領により実施する。

2 対象工事

- (1) 当初設計額 30 百万円以上の工事
- (2) 当初設計額 30 百万円未満で受注業者の希望があった工事

3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、下記のうち「(1) 快適トイレに求める標準仕様」及び「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」を全て満たすものとする。

女性が現場で働く場合は、男女別で各 1 基設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラPPER機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもの任意】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ 着替え台（フィッティングボード）
- ⑮ フラPPER機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

4 実施の流れ

【発注時】

- (1) 発注者は、対象工事に該当する場合は、その旨特記仕様書の施工条件に明示すること。

【工事施工期間中】

「2（2）の場合」

- (2) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、施工計画書作成前に、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。設置しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

「2（1）及び4（2）により設置する場合」

- (3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員へ提出するものとする。また、様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、監督員に提出するものとする。
- (4) 監督員は、設置された快適トイレを現場または机上にて様式1「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- (5) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したら、速やかに見積りを監督員に提出するものとする。
- (6) 監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。（積算方法は「5 積算」による）
- (7) 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。
- (8) 2（1）において、快適トイレの手配が困難などの場合は、監督員と協議の上、本要領によらず施工するものとする。

5 積算

- (1) 快適トイレに要する費用は、当初計上しない。
- (2) 3（1）及び3（2）の費用については、従来のトイレ（10,000 円／基・月）との差額を変更設計書（共通仮設費）に費用計上するものとする。（以下条件に注意）
 - ① 差額は 51,000 円／基・月を上限とする。
 - ② 男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで費用計上する。
（男・女トイレ設置で、差額上限は 102,000 円／2基・月）
 - ③ 男女別トイレが一体型となっているハウス型等の場合、入口が男女別になっている場合に限り、差額は 102,000 円／基・月を上限とする。
 - ④ 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。
 - ⑤ 共通仮設費の項目は営繕費とする。
 - ⑥ 差額の計算の考え方は、次式のとおりとする
$$\text{差額（円／月）} = (\text{基本料} + \text{月額} \times \text{月数} \times \text{基数}) \div \text{月数} - 10,000 \text{ 円}$$
- (3) 5（2）の上限を超える費用、3（3）の費用については、現場環境改善費（率分）の対象としてもよい。

附 則

この要領は、平成２９年７月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から適用する。

快適トイレの標準仕様イメージ

【参考】

快適トイレの標準仕様

1. トイレに求める機能

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る
こと)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かない
ことを製造者が説明出来るもの)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場
設備機能(耐荷重5kg以上)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入
口が直接見え不了な配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台(フィッティングボード等)
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

